



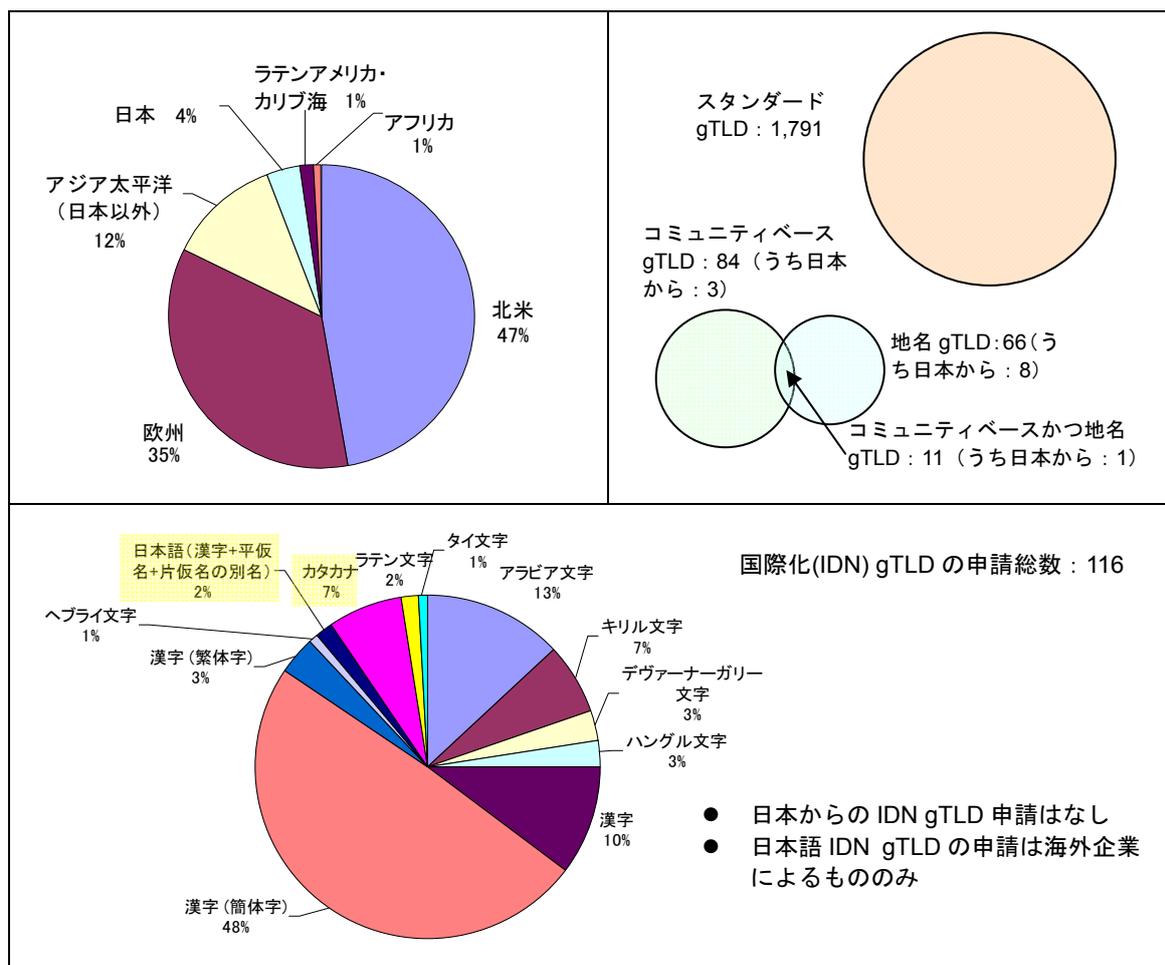
新gTLD申請の最新状況について

ICANNによる分野別トップレベルドメイン(gTLD)、いわゆる新gTLDの募集が2012年1月から4月まで行われました。本稿では、「申請されたgTLDの文字列(以下申請文字列)」、「申請組織の公開」、「意見募集と異議申し立て」、「申請処理」、「商標保護」などの話題の要点をお伝えします。

1. 申請文字列および申請内容を公開

ICANNによる申請文字列および組織名をはじめとする申請内容の公開は2012年4月30日が想定されていましたが、申請システムに不具合があったため、申請の締め切りと申請者および申請文字列に関する情報公開が当初の予定より遅れ、6月13日(現地時間)に公開されました。公開と同時に申請文字列に対する[意見募集](#)および[異議申し立て](#)期間が開始しています。

公開されたのは、申請文字列および申請者、ならびに申請者が申請書に記載した内容のうち、公開対象項目に該当するものです。ICANNが公表した申請総数は1,930で、内訳は以下の図に示す通りです。





1,930 の申請のうち、複数組織によって申請されている文字列は 230 件でした。うち上位のものは次の通りです。

申請文字列	申請組織数
APP	13
HOME	11
INC	11
ART	10
BLOG	9
BOOK	9
LLC	9
SHOP	9

実際にどのような申請がなされたかについては、次のウェブページをご覧ください。

New gTLD Current Application Status (新gTLDの現在の申請状況)

<http://gtldresult.icann.org/application-result/applicationstatus>

2. 意見募集

意見募集とは、申請された文字列に対して一般からの意見を受け付けるプロセスとして設けられたもので、オンラインで送付・公開されます。

意見募集は 6 月 13 日に開始され、当初の期限は 8 月 13 日まででしたが、延長され期限は 9 月 26 日となりました。意見募集期間内に送付された意見は、新 gTLD 申請評価委員会に送付され、申請評価の一環として評価検討の対象になります。10 月 5 日時点で、11,863 件の意見が寄せられています。

ICANN の意見募集ページ：

<https://gtldcomment.icann.org/comments-feedback/applicationcomment/login>

3. 異議申し立て

異議申し立てとは、第三者から新 gTLD 申請に対する異議を申し立てることです。

異議申し立ては、新 gTLD に関する紛争解決プロセスを正式に開始するトリガーとなるものです。紛争解決プロセスとは、異議申し立てに対して ICANN から独立した専門家が裁定を下すものです。異議申し立てには大きく分けて次の 4 種類があります。

- 文字列の混同による申し立て(String Confusion Objection)
- 法的権利に基づく申し立て(Legal Rights Objection)
- 公序良俗に関する申し立て(Limited Public Interest Objection)
- コミュニティからの申し立て(Community Objection)

異議申し立てを受け付ける期間は 6 月 13 日より 2013 年 1 月上旬までの約 7 ヶ月間¹となっ

¹ ICANN のサイトでは暫定的なスケジュールとして 2013 年 1 月 13 日までと書かれています。

<http://newgtlds.icann.org/en/announcements-and-media/announcement-17aug12-en>



ています。意見募集フォーラムに異議コメントとして送付したとしても、正式な異議申し立てとはみなされません。正式な異議申し立ては直接、紛争解決プロバイダーへ連絡する必要がありますのでご注意ください。異議申し立ての種類と紛争解決プロバイダーの一覧は、次の表の通りです。

異議申し立ての種類	紛争解決プロバイダー
a. 文字列の混同による申し立て (String Confusion Objection)	The International Centre for Dispute Resolution (ICDR) ²
b. 法的権利に基づく申し立て (Legal Rights Objection)	World Intellectual Property Organization (WIPO) ³
c. 公序良俗に関する申し立て (Limited Public Interest Objection)	The International Center of Expertise of the International Chamber of Commerce (ICC) ⁴
d. コミュニティからの申し立て (Community Objection)	The International Center of Expertise of the International Chamber of Commerce (ICC)

3.1 料金および規則

各紛争解決プロバイダーが定める、異議申し立てにかかる料金についての概要は、次の表の通りです。なお、実際に異議申し立てをなさる際には、必ず記載リンクにて原文書をご確認ください。

また、各プロバイダーにより異議申立規則が定められていますので、申し立て時には当該リンクもご確認ください。

a. 文字列の混同による申し立て(ICDR)

申請手数料 (すべての申し立てに対し申請時に課金)	2,750 USD
パネル費用 (全申し立て、異議申し立て者毎)	6,000 USD
事件取扱手数料 (ヒアリング実施時のみ課金)	1,250 USD
パネル費用 (ヒアリング実施時のみ課金)	3,000 USD

料金表原本：<http://newgtlds.icann.org/en/applicants/agb/icdr-fees-25may12-en.pdf>

規則：<http://newgtlds.icann.org/en/applicants/agb/icdr-rules-10jan12-en.pdf>

b. 法的権利に基づく申し立て(WIPO)

	1名パネル	3名パネル
申請手数料 (すべての申し立てにおいて、申請時に課金)	2,000 USD	3,000 USD
パネル費用	8,000 USD (1, 2)	20,000 USD (1, 2)

1. 一つの申請に対し、複数の異議申し立てを行う場合は、申し立てごとに40%割引
2. 同じ申し立て者が複数の申請に対して異議申し立てを行う場合は申し立て毎に20%割引

料金表原本：<http://newgtlds.icann.org/en/applicants/agb/wipo-fees-11jan12-en.pdf>

規則：<http://newgtlds.icann.org/en/applicants/agb/wipo-rules-11jan12-en.pdf>

²米国仲裁協会(American Arbitration Association)傘下の組織。

³日本語での名称は世界知的所有権機関。

WIPO とは：<http://www.nic.ad.jp/ja/basics/terms/wipo.html>

⁴日本語名称は国際商業会議所。

<http://www.iccjapan.org/icc/gaiyou.htm>



c. 公序良俗に関する申し立て(ICC)

申請料	5,000 EUR	
管理費用	1 名パネル	3 名パネル
	12,000 EUR	17,000 EUR
専門家費用・経費	1 時間当たり 450 EUR	

料金表原本：

<http://newgtlds.icann.org/en/program-status/objection-dispute-resolution/icc-expertise-rules-appx-iii-12jun12-en.pdf>

規則：

<http://newgtlds.icann.org/en/program-status/objection-dispute-resolution/icc-practice-note-case-admin-12jun12-en.pdf>

d. コミュニティからの申し立て(ICC)

申請料	5,000 EUR	
管理費用	1 名パネル	3 名パネル
	12,000 EUR	17,000 EUR
専門家費用・経費	1 時間当たり 450 EUR	

<http://newgtlds.icann.org/en/program-status/objection-dispute-resolution/icc-expertise-rules-appx-iii-12jun12-en.pdf>

参考：ICANN による異議申し立て解説ページ：

<http://newgtlds.icann.org/en/program-status/objection-dispute-resolution>

4. 申請処理の進め方

ICANNでは、申請が多数となることを予想したこと、またルートゾーンのスケールリングも考慮し、ルートゾーンへのTLDの追加は年間 1,000 件までにとどめる必要があること、の2点から、申請を約 500 件単位に分割して順番に処理する、「申請バッチ分け(Batching)」を行うとしていました。バッチ分けには、申請者があらかじめ設定した時刻になった際に、設定時刻になるべく近いタイミングでオンライン画面上で申請者にクリックさせ、設定時刻とクリック時刻の差によりグループ分けを行う Digital Archery または Secondary Timestamp と呼ばれる方式⁵が一旦採用されましたが、一時停止された後、6 月 27 日の理事会新gTLDプログラム委員会で中止が決議されました。

Digital Archeryが中止されバッチ分けを行う手段が断られたため、ICANNはバッチ分けができなくなり 1 つのバッチで処理を行うこととしました。しかし、DNSの技術的な制約から年間にDNSに追加できるTLDは約 1,000 件までとなっているため、ICANNは今後の新gTLD申請処理方法についての意見募集を 8 月 19 日まで行いました⁶。意見募集の結果を踏まえた上で、申請評価時に各申請に対し順序付けを行うか、申請評価が終了し、DNSの委任直前に順序付けを行うかのどちらかが必要になるとして、ICANNでは事務局が解決策を

⁵ これは、ICANN の本拠地がある米国カリフォルニア州では、ランダムに選定することが抽選について規定した州法に触れるためとされています。

⁶ <http://www.icann.org/en/news/announcements/announcement-29jul12-en.htm>



提案し、理事会およびコミュニティへの相談を経て 2012年12月には解決策を実施したいとしています⁷。

5. 商標保護策

5.1 Trademark Clearinghouse

新 gTLD 配下のドメイン名登録における商標保護策の一つの柱である Trademark Clearinghouse(TMCH)は、文字商標の権利保有者が当該文字列を登録することができる仕組みで、以下のサービスで利用されることになっています。

- 優先登録(Sunrise process) : TMCH に登録されている文字列の権利保有者が、それぞれの gTLD の一般向け登録より前に優先的にドメイン名を登録できるサービス
- Trademark Claims サービス : (新 gTLD へのドメイン名登録開始後) 申請されたドメイン名が TMCH に登録されている文字列と一致する場合に、ドメイン名申請者と TMCH への文字列登録者の両方に通知されるサービス

TMCHに1度登録すれば、すべての新gTLDの申請において参照されることとなります。6月1日にICANNから、このTMCHを提供する事業者選定結果が発表⁸され、DeloitteおよびIBMが提供事業者となりました。前者が認証サービスを提供し、後者がデータベース管理サービスを提供することとなります。サービス提供についての正確なスケジュールは執筆時点では不明です。

5.2 Uniform Rapid Suspension (URS)

URSとは、TLDの委任開始後の商標保護手段として、商標権を侵害するドメイン名に対して、UDRP (統一ドメイン名紛争処理方針 : Uniform Domain Name Dispute Resolution Policy)よりも迅速にドメイン名を差し止める手段です。新gTLDに対しては、現行UDRPとともに義務化されます。URSはUDRPと似た仕組みではあるものの、相違点もあり、中でも特筆すべきものは次の通りです。(括弧内は申請者ガイドブック中のURSについて定めた文書⁹に記載の番号)

- a. 申立書の送付は、UDRP では紛争処理機関と登録者に対して行うが、URS では紛争処理機関にのみ送付する。(1.1 節)
- b. 手続きが開始されると、当該ドメイン名は、UDRP ではレジストラデータベース上で変更禁止となるのに対して、URS ではレジストリデータベース上で変更禁止となる。(4.1 節)
- c. URS では、変更禁止措置が取られたとの通知をレジストリから受けた後に、紛争処理機関は登録者への通知を行う。これに対し、UDRP では変更禁止措置を待たずに、紛争処理期間が登録者へ通知する。(4.2 節)
- d. UDRP と違い、「移転」、「取消」の裁定は出ない。申し立て側優位の場合でも、ドメイン名の一定期間の凍結のみ。(10.2 節)

⁷ <http://newgtlds.icann.org/en/announcements-and-media/announcement-17aug12-en>

⁸ <http://www.icann.org/en/news/announcements/announcement-3-01jun12-en.htm>

⁹ <http://newgtlds.icann.org/en/applicants/agb/urs-04jun12-en.pdf>

日本語による解説 <http://www.nic.ad.jp/ja/materials/com/drp/20110722/shiryou3.html>



e. URS では、紛争処理機関に不服の申し立てができるが、UDRP では不服申し立てはできない。(12 節)

UDRP では、「登録者が申し立てを知ってから、レジストラデータベースが変更禁止となるまでの間にレジストラを変更して手続きを逃れる手(“Cyber flight”と呼ばれる)」がありますが、前述の a, b, c の要件があるため、URS ではそうした抜け道を使うことは不可能となっています。一方、要件 d. の通り、URS での申立者に対する救済措置は弱く、いわゆる「仮処分」的なものになっています。

現在、これまでに行われてきた ICANN による実装作業の結果、URS が目標としている申立費用(USD 300~500)を実現できないことが判明しており、申立費用を低廉に抑えつつどのように URS を実現するかが ICANN にとっての課題にもなっています¹⁰。

6. 今後のスケジュール

以下は ICANN が示している¹¹新 g TLD 導入までのスケジュールです。(変更されることがあります。)

- 10月14日~19日： ICANN トロント会議 (課題についての公開セッション実施)
- 10月~11月： ICANNの政府諮問委員会(GAC)によるGAC早期警告¹²実施予定
- 12月： 申請の順序付け解決策の実施
- 2013年1月： 異議申し立て期間が終了
- 4月7日~12日： ICANN 北京会議
- 4月： GAC による公共政策の観点からの、特定の申請に対する助言が ICANN へ送付
- 5月： 初期評価が完了
- 6月： 初期評価結果の公開
- 8月： 最初の DNS の委任実施プロセス開始

7. 終わりに

申請システムの障害などがあったものの、新 gTLD の申請受付自体は終了し、申請処理段階に移りました。しかし、2,000 件近い申請に対して、審査プロセスは複雑かつ多岐にわたるため、今後も実際に今回のプロセスによって新 g TLD が選ばれるところまでこぎつけるには、試行錯誤が続くものと思われます。

¹⁰ <http://prague44.icann.org/meetings/prague2012/presentation-urs-27jun12-en.pdf>
<http://prague44.icann.org/meetings/prague2012/presentation-urs-discussion-paper-27jun12-en.pdf>

¹¹ <http://newgtlds.icann.org/en/announcements-and-media/announcement-17aug12-en>
¹²各国政府による、各国法令への違反またはセンシティブな情報である等の懸念を GAC および ICANN 経由で申請者に伝えるしくみ。